

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案の骨子

第一 目的

この法律は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とすること。

第二 定義

1 この法律において「特定放射性廃棄物」とは、使用済燃料の再処理後に残存する物を筐型化したものということ。

2 この法律において「最終処分」とは、地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいうこと。

3 この法律において「発電用原子炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉であつて、次に掲げるものをいうこと。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（二において「原子炉等規制法」という。）

第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉

二 原子炉等規制法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉であつて、発電の用に供するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「使用済燃料の再処理後」とは、使用済燃料（発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）をいう。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済燃料を化学的方法により処理した後をいうこと。

5 この法律において「概要調査地区」とは、精密調査地区を選定するため、文献その他の資料により将来にわたつて地震等の自然現象による地層の著しい変動の生ずるおそれが少ないと考えられる地域内において、最終処分を行おうとする地層及びその周辺の地層について、ボーリングの実施その他政令で定める方法により、これらの地層及びその地層内の地下水の状況その他の事項を調査する地区をいうこと。

6 この法律において「精密調査地区」とは、最終処分施設建設地を選定するため、5の概要調査により最終処分を行おうとする地層が将来にわたって安定し、かつ、当該地層内で坑道の掘削に支障がないと考えられる概要調査地区内において、当該地層又はその周辺の地層内に必要な測定及び試験を行う施設で政令で定めるものを設けることにより、これらの地層の物理的及び化学的性質を調査する地区をいうこと。

7 この法律において「最終処分施設建設地」とは、6の精密調査により当該地層の物理的及び化学的性質が最終処分施設の設置に適していることが明らかになった精密調査地区内において、最終処分施設を建設しようとする地点をいうこと。

8 この法律において「最終処分施設」とは、特定放射性廃棄物の最終処分を行うために設置される一群の施設であつて、特定放射性廃棄物の搬送用の設備及び埋設用の坑道その他政令で定める施設から構成されるものをいうこと。

9 この法律において「発電用原子炉設置者」とは、発電用原子炉を設置し、又は設置していた者をいうこと。

1 通商産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を定め、これを公表しなければならないものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項等を定めるものとする。

一 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向

二 概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地（以下「概要調査地区等」という。）の選定に関する事項

三 二の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項

四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項

五 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項

六 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項

3 通商産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（2の四及び五に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあつては、原子力安全委員会）の意見を聴かなければならないものとする。

4 通商産業大臣が基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならないものとする。

第四 最終処分計画

1 通商産業大臣は、基本方針に即して、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する最終処分計画を定め、これを公表しなければならないものとする。

2 最終処分計画においては、次に掲げる事項等を定めるものとする。

一 発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の量及びその見

込み

二 一の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の規模及び能力に関する事項

三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項

3 通商産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（2の四に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあつては、原子力安全委員会）の意見を聴かなければなら

ないものとする。

4 通商産業大臣が最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならないものとする。

5 通商産業大臣は、2の三に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

第五 実施計画

1 原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する実施計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならないものとする。

2 1の実施計画においては、次に掲げる事項等を定めるものとする。

一 最終処分を行わなければならない特定放射性廃棄物の量及びその見込み

二 一の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の種類、規模及び能力に関する事項

三 概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

四 特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項

第六 概要調査地区の選定

- 1 機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画（第五の1による承認を受けた実施計画をいう。）に従い、あらかじめ、文献その他の資料による文献調査を行い、その結果に基づき、当該文献調査の対象となった文献調査対象地区の中から概要調査地区を選定しなければならぬものとする。

- 2 機構は、1により概要調査地区を選定したときは、その承認実施計画に係る第五の2の三に掲げる事項の変更について通商産業大臣の承認を受けなければならないものとする。

第七 精密調査地区の選定

- 1 機構は、精密調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画に従い、あらかじめ、当該承認実施計画の第五の2の三の概要調査地区を対象とする概要調査を行い、その結果に基づき、当該概要調査の対象となった概要調査地区の中から精密調査地区を選定しなければならないものとする。

2 第六の2は、精密調査地区の選定について準用するものとする。

第八 最終処分施設建設地の選定

1 機構は、最終処分施設建設地を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画に従い、あらかじめ、当該承認実施計画の第五の2の三の精密調査地区を対象とする精密調査を行い、その結果に基づき、当該精密調査の対象となった精密調査地区の中から最終処分施設建設地を選定しなければならないものとする。

2 第六の2は、最終処分施設建設地の選定について準用するものとする。

第九 最終処分施設の設置

機構は、第八により選定された最終処分施設建設地において、最終処分施設を設置するものとするものとする。

第十 拠出金

発電用原子炉設置者は、その発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分業務（第十三の5の一の機構の業務をいう。）に必要な費用に充てるため、毎年、

一の機構に対し、拠出金を納付しなければならないものとする。

第十一 最終処分の実施

1 機構は、発電用原子炉設置者が第十の拠出金を納付したときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画に従い、第五の2の3の最終処分施設において、第十の拠出金に係る特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならないものとする。

2 機構は、その最終処分施設において、1による特定放射性廃棄物の最終処分が終了したときは、あらかじめ、当該最終処分施設の状況が通商産業省令で定める基準に適合していることについて、通商産業大臣の確認を受けたときに限り、当該最終処分施設を閉鎖することができるものとする。

3 2の場合において、機構は、当該最終処分施設に関し通商産業省令で定める事項を記録し、これを通商産業大臣に提出するとともに、その写しを当該機構の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないものとする。

4 通商産業大臣は、3により提出された記録を永久に保存しなければならないものとする。

5 機構がこの法律の規定に基づき特定放射性廃棄物の最終処分業務を行う場合についての安全の確保のた

めの規制については、別に法律で定めるところによるものとする。

第十二 最終処分施設の保護

1 最終処分施設の保護

一 通商産業大臣は、機構の申請があつた場合において、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、その最終処分施設の敷地及びその周辺の区域並びにこれらの地下について一定の範囲を定めた立体的な区域を保護区域として指定することができるものとする。

二 保護区域内においては、通商産業大臣の許可を受けなければ、土地を掘削してはならないものとする。ただし、機構がその業務として行う土地の掘削については、この限りでないものとする。

三 二の許可には、最終処分施設を保護するため必要な限度において、条件を付することができるものとする。

四 通商産業局長は、機構の申請があつた場合において、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、保護区域内に設定されている鉱区若しくは租鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができるものとする。

2 実地調査

通商産業大臣は、保護区域の指定又はその区域の拡張に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができるものとする。

3 損失の補償

一 機構は、1の2の許可を得ることができないため、又は1の3により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

二 機構は、1の4による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消し等によつて生じた損失を当該鉱業権者又は租鉱権者に対し補償しなければならないものとする。

三 国は、保護区域の指定又はその区域の拡張に関し、2による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとする。

第十三 原子力発電環境整備機構

1 目的

機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とすること。

2 設立の認可

発起人は、定款及び事業計画書を通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならないものとする。

3 役員

機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くものとする。

4 評議員会

機構に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くものとする。

5 業務

一 機構は、次の業務を行うものとする。

イ 概要調査地区等の選定を行うこと。

ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

ハ 特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。

ニ 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。

ホ 拠出金を徴収すること。

二 機構は、一の業務のほか、一の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の業務を行うことが出来るものとする。

イ 最終処分施設において、受託特定放射性廃棄物（原子力基本法第三条第四号に掲げる原子炉であつて発電用原子炉以外のものの運転に伴つて生じた使用済燃料（当該原子炉において燃料として使用した核燃料物質をいう。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために使用済燃料を化学的方法により処理した後に残存する物を固型化したものをいう。）について最終処分と同一の処分を行うこと。

ロ 一のイからニまで及び二のイの業務のために必要な調査を行うこと。

6 最終処分積立金

一 機構は、最終処分業務に必要な費用の支出に充てるため、第十の拠出金を最終処分積立金として積み立てなければならないものとする。

二 最終処分積立金の積立ては、通商産業大臣が指定する指定法人にしなければならないものとする。

三 最終処分積立金は、指定法人が管理するものとする。

四 機構は、最終処分業務の実施に必要な費用の支出に充てるため、通商産業大臣の承認を受けて、最終処分積立金を取り戻すことができるものとする。

7 業務の運営

機構は、5の一及び二の業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うものとし、適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、概要調査地区等及び最終処分施設の周辺の地域の住民等の理解と協力を得るよう努めなければならないものとする。

8 業務困難の場合の措置

一 機構が経済事情の著しい変動、天災その他の事由により最終処分業務の全部又はその大部分を行うこ

とができなくなつた場合における当該最終処分業務の全部又は一部の引継ぎ、当該機構の権利及び義務の取扱いその他の必要な措置については、別に法律で定めるものとする。

二 一の場合において、一の方法に基づく必要な措置がとられるまでの間は、通商産業大臣が、政令で定めるところにより、当該最終処分業務の全部又は一部を行うものとする。

第十四 指定法人

第十三の6の二による指定は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる資金管理業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならないものとする。

一 最終処分積立金の管理を行うこと。

二 最終処分積立金の取戻しに関して、取り戻された最終処分積立金の額に相当する金額が確実に最終処分業務の実施に必要な費用に支出されることを確認すること。

第十五 報告及び立入検査

通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、発電用原子炉設置者に対し、その業務の状況

に関し報告をさせ、又はその職員に、発電用原子炉設置者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

第十六 罰則

罰則について必要な規定を設けること。

第十七 附則

1 この法律の施行期日について定めること。

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとする。